

福岡県覚せい剤取締法施行細則（昭和五十五年福岡県規則第四十五号）（第二条関係）

改正案

現行

福岡県覚せい剤取締法施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号。以下「法」という。）及び覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（届出等の様式）

第三条 法の規定により知事に対してする次の各号に掲げる申請、届出又は報告等は、当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。

一〜四（略）

五 法第二十三条及び第三十条の十四第一項の届出

イ 覚せい剤（覚せい剤原料）事故届出書（様式第六号）

六 法第二十四条第一項及び第二項並びに法第三十条の十五第一項及び第二項の報告

イ 指定失効に伴う覚せい剤（覚せい剤原料）所有数量報告書（様式第七号）

ロ 指定失効に伴う覚せい剤（覚せい剤原料）譲渡報告書（様式第八号）

七 法第三十条の報告

イ 覚せい剤施用機関の施用数量等報告書（様式第九号）

ロ 覚せい剤研究者の使用数量等報告書（様式第十号）

福岡県覚せい剤取締法施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号。以下「法」という。）及び覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（届出等の様式）

第三条 法の規定により知事に対してする次の各号に掲げる申請、届出又は報告等は、当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。

一〜四（略）

五 法第二十三条及び第三十条の十四の届出

イ 覚せい剤（覚せい剤原料）事故届出書（様式第六号）

六 法第二十四条第一項及び第二項並びに法第三十条の十五第一項及び第二項の報告

イ 指定失効に伴う覚せい剤（覚せい剤原料）所有数量報告書（様式第七号）

ロ 指定失効に伴う覚せい剤（覚せい剤原料）譲渡報告書（様式第八号）

七 法第三十条の報告

イ 覚せい剤施用機関の施用数量等報告書（様式第九号）

ロ 覚せい剤研究者の使用数量等報告書（様式第十号）